

教育委員会 11 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 5 年 1 1 月 9 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 小澤 慎太郎 委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 大脇 忠
欠 席 委 員	なし
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 磯村 玲子 教 育 政 策 課 長 谷口 暎 学 校 教 育 課 長 大羽 健志 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 杉江 圭司 文 化 課 長 井上 紀和 ス ポ ー ツ 課 長 中村 浩司
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	1 名
開 会 時 刻	午後 2 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 4 時 1 0 分

<新委員あいさつ>

令和 5 年 10 月 1 日付けで就任した大脇忠委員からご挨拶があった。

<前回会議録の確認>

10 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、8 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1, 2）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、10 件の実績報告があったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P3, 4）

(3) 令和 5 年 9・10 月情報公開請求について

- ・学校教育課において 6 件の公文書開示請求があったことの報告があった。（学校教育課長 資料 P5）

(4) 学校給食費未納について

- ・令和5年7月分までの学校給食費未納の状況について報告があった。(学校教育課主幹 資料 P6～8)

(質疑応答)

加藤委員 (事前質問)	令和5年度に入って給食費の未納の人数、金額ともに増加傾向にあります。その要因等についてどのように分析をしていますか。
学校教育課 主幹	<p>確かに、この資料によると7月分までは昨年度に比べて増加傾向にございます。保護者から納入いただいた給食費が入金されるタイミングによって1ヶ月ずれるということはございますが、前年度と比較しやすいように毎月の入金につきましては期限後であっても補正してこの表の数字を挙げております。また今年度は、特に未納額が増加する要因というのは見受けられませんでした。</p> <p>そこで、10月末にこの資料の9月分にあたる数字が出て参りましたので比べてみました。資料6ページの現年度分では、9月分は昨年度174万6620円になっておりますが、今年度は158万7260円となっております。</p> <p>また、資料7ページの未納者数につきましては、昨年度9月分が268人となっておりますが、今年度は210名と減っております。加えて、8ページの現年度、過年度を出した累計額も昨年度は541万2276円となっていたものが今年度は539万5274円ということで、どの数字も例年並みかそれ以下に減少をしているということが確認できました。この結果をもう少し分析をしてみました。</p> <p>まず7月分の未納額が多かったわけではないということがわかりました。未納額は累計でございます。(口座引き落としができない当初の)未納額は、大体毎月100万円ずつ発生するのですが、これについて前年度と比べてみたところ、口座引き落としができなかった未納額が増加したわけではないということがわかりました。では、何が例年と違うのかと言いますと、この未納額を徴収するタイミングが違いました。</p> <p>この5月、6月分が、例年ですと未納が、8月末までにある程度の金額まで徴収をできているのですが、今年度につきましては、8月末にはまだ徴収ができていなかったというのがわかりました。しかしながら、10月末までには順調に徴収ができていくということが確認できております。</p> <p>したがって、何故徴収が遅れたかという点は不明なのですが、現状におきましては前年度に比べて未納額は減少を示しており、今後とも増える要因は特にはないと考えております。さらに9月分の未納額が前年より20万円ほど減っているということも、9月分の数値が改善された要因だと思っております。</p>
加藤委員 (事前質問)	給食費の未納額を回収するためにどのような対策をとっていますか。
学校教育課 主幹	<p>毎月発生する100万円前後の未納額に対して、学校の教員や事務職員が、様々な機会を捉えて繰り返し保護者へ支払いを促すことにより、毎月の未納額は最終的には10万円以下というふうには絞り込んでいるところでございます。</p> <p>また、給食センターにおいても学校の協力を得まして、督促状を送付したり、保護者の了解を得て、児童手当から充当するなどしております。また、外国籍の方には母国語での納付依頼もしているという状況でございます。</p>

加藤委員 (事前質問)	資料 7 ページの未納者数は親の数ですかそれとも児童生徒の数ですか。
学校教育課 主幹	未納者数は児童生徒の数です。したがって兄弟 2 人が共に未納の場合は、2 人としてカウントをしております。
加藤委員 (事前質問)	瀬戸市では児童手当の支給月である 2 月、6 月、10 月に市長名で督促状を送っているということでしたが、令和 5 年 10 月に送付した督促状の数を教えてください。
学校教育課 主幹	督促状は世帯に対して送付をいたします。令和 5 年 10 月は令和 5 年度の 1 学期および令和 4 年度以前の未納がある方に対して 91 通を送付しております。
加藤委員 (事前質問)	何度も督促状を送っても支払いに応じてもらえない場合、債権の回収には訴訟手続きを取るしかないと思いますが、瀬戸市の場合、これまで訴訟手続きの実行には慎重であるように思います。50 万円未満の債権であれば、議会の議決も必要なく、専決で訴えが提起できるので、第三者に知られることもないと思いますが、訴訟手続きを取ることに躊躇しているのでしょうか。
学校教育課 主幹	本市の場合、平成 22 年から 27 年にかけて、この給食未納者に対して法的措置を取ってまいりました。それ以降は未納者に対する法的措置はとっておりません。これにつきましては様々な要因があるのですが、まずは徴収担当が 1 人でやっておりますが、人事異動等もあり、当時の手続きやノウハウ、考え方がしっかり引き継ぎされていなかったということが挙げられると思います。 また、督促状に応じない方には、まずは隣戸調査を行って、払えるのに払わないのか、本当に払えないのか、これを十分見極めた上で、払えるのに払わない方に対して法的措置を取る必要がありますが、そういった未納者の状況確認も、現状におきましては学校任せになっている状況ということが現状でございます。 給食費については、食べたからという意識から 10 年ほど前の未納額に対しても分納している方が非常に多くいらっしゃいます。そうした支払いの状況を見極めながら、担当者の意識改革や人員体制の整備も含めて、これは絶対に進めていかなければいけないという認識を持っているところでございます。
加藤委員	今年 10 月に 91 通の督促状を送ったということですが、全体の未納者の中のどの程度の人数にどのぐらいの数でこの 91 通なのかを教えてください。
学校教育課 主幹	細かい数字は拾えていないのですが、先ほども申し上げたように令和 5 年度 1 学期以前、4 年度以前に滞納がある方に関しては全て基本的には督促状を出していくと、ただし学校から督促を出さないよう依頼のあった世帯については出していません。
加藤委員	昨年度、債権マニュアルに関する質疑の中で、次の段階として債権をどのように回収するか検討していきたいという答えだったと思います。それから先ほど本当に払えないのか、払えるけど払わないのか見極めができていないということでした。それも去年も同様なことをおっしゃったと記憶しておりますが、今年になって何か新しいことに取り組んだとか、そういうことがあれば教えてください。

学校教育課 主幹	昨年、作成したマニュアルについては、まさに債権管理、いわゆる法的措置も含めた手続きの流れをまとめたものでございます。去年も申しましたが、次の段階に進めなければいけないと認識をしておりますが、今のところ去年の状況とほぼ変わりがないということでございます。
加藤委員	瀬戸市として訴訟をする意思があるのかなのか教えていただけますか。
学校教育課 主幹	瀬戸市では、未納に対して平成 22 年から法的措置に取り組んでいます。これは全国的に言っても、相当早い段階で取り組みをしているところでございます。そういった姿勢というものは変わっておりません。担当者の意識や人員体制といった課題を解決していかなければいけないと考えております。
加藤委員	こうした問題は組織で対応する必要があると思うのですが、教育部長さんはどのようにお考えでしょうか。
教育部長	給食費の未納につきましては、ものすごく増加しているという状態にはないと考えておりますけれども、今後の取り扱いについては、マニュアル等に従った適正な取り扱いを含めて、対応するように検討してまいります。
加藤委員	1 人当たりの未納額というのは、それほど大きい金額じゃないと思います。稲垣先生に教えていただきたいのですが、少額債権の回収にはどのような方策が有効と考えられるでしょうか。
稲垣委員	少額債権の金額によりますけれども、60 万円以下なら少額訴訟という手続きがあります。あと簡便な方法としては支払督促という方法があります。督促に関してはそれほど費用がかかりません。裁判所から支払督促状というものを、債務者へ送って、異議がなければ判決と同様の効力を得ることができます。少額の債権回収についてはこの二つが有効だと思われま。また、即日和解といった手続きもありますが、非常に煩雑になると思いますので費用対効果の点を考えれば、支払督促が一番効果的であると考えられます。
加藤委員	支払督促という制度はご存知だと思いますけど、今までそういうことをやったことはないのでしょうか。
学校教育課 主幹	平成 22 年度から 27 年度は支払督促の申立てで対応しておりました。今後やろうと思っております。
小澤委員	毎年ですね、こうした形で未納者の数でご協議をいただいているのですが、当然令和元年度と令和 5 年度では生徒数も違っているかと思うのですが、給食費未納を率で見た場合に未納率は減少傾向か増加傾向か、どちらでしょうか。
学校教育課 主幹	収納率はほぼ横ばいです。もう少し前は未納が多かったのですが、ここ数年は、あまり大きな増減はないという状況です。収納率も高い時だと 99. 4%ぐらいありますので、高い方だとは思っております。

- (5) 瀬戸市教育委員会の所管する公の施設に関する瀬戸市指定管理者選定委員会審査結果について
・令和 5 年 9 月 14 日（木）に開催された瀬戸市スポーツ施設及び瀬戸市公民館（14 館）に関する指定管理者選定委員会の結果について報告があった。（まちづくり協働課長・スポーツ課長資料 P9）

(質疑応答)

加藤委員	公募によらない選定をしたのは、(瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例) 第4条の2第3号の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないとして教育委員会が認めたときに該当するという点でよろしいでしょうか。
まちづくり協働課長	条例の該当部分となりますと第4条の2第3号の規定になります。
加藤委員	公民館から地域交流センターに移行した施設がいくつかありますが、そういったところは地元団体が指定管理者になられて管理していると思います。今回、14館を一括で公民館協議会に管理を委ねようとしたのはどういう理由ですか。
まちづくり協働課長	地域交流センター等に移行する場合は公民館の団体がそのまま指定管理者になるということではなく、地域のあらゆる団体が加入している地域力向上組織が指定管理者になっています。 今回、(公民館14館を)一括で指定管理とする理由ですけど、まず(瀬戸市公民館協議会が)指定管理の導入に向けて、地域住民の参画だとか、地域に信頼される組織づくり等々ができる団体であること。また、一括での委託につきましては、瀬戸市の生涯学習、社会教育について、一斉に周知ができること。それから一括することによって、効率的な運営による運営面におけるスケールメリットが期待できます。例えば、利用料の統一であったり、時間単価の導入、冷暖房費の設定などができるということでございます。また、予約システム等も一括で導入できるといったことも考えて一括導入にしたということです。
加藤委員	期間について、通常は5年間で指定期間を定めていたと思うのですが、今回3年と短い期間にしたのはどのような理由でしょうか。
まちづくり協働課長	瀬戸市公民館協議会につきましては、これまで各公民館の親交を中心として行ってきた団体です。公民館の管理を一括して指定するにあたって、協議会の管理運営が確実に履行できるものとは考えておりますが、運営の方法であったり、能力、予算管理等を含めて状況を見るため、3年としたものでございます。

(6) せと歴! 「秋の馬ヶ城」「水野の天然記念物」について

- ・令和5年11月26日(日)に開催されるせと歴! 「秋の馬ヶ城」と令和5年12月3日(日)に開催されるせと歴! 「水野の天然記念物」の概要について報告があった。(文化課長 別添資料)

(7) 第72回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第13回瀬戸市小学生駅伝大会の開催について

- ・令和5年12月10日(日)に開催される第72回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第13回瀬戸市小学生駅伝大会の概要について報告があった。(スポーツ課長 別添資料)

【質疑応答】

加藤委員	瀬戸地方近郊駅伝が12月10日で、その前の週の12月2日に愛知県の市町村対抗駅伝がありますが、出場する選手にとって問題はないのですか。
------	---

スポーツ課長	出場選手につきましては、近郊駅伝と市町村対抗駅伝では条件が違いますので、出場選手のすみ分けは図れていると考えています。また、この時期は他市町村でもマラソン大会等が開催されていることから、そういった開催日についても考慮しているところです。12月の瀬戸の風物詩となる近郊駅伝大会ですので、例年、12月の第2週日曜日に開催するというはたくさんの人に知っていただく機会にもなると考えています。
--------	--

(8) 第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手の決定について

- ・令和5年12月2日(土)に愛・地球博記念公園で開催される第16回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手が選考会及び書類選考を経て、決定したことについて報告があった。
(スポーツ課長 資料 P10~16)

2 議 案

第32号議案 令和5年度瀬戸市教育委員会12月補正予算(案)について

- ・瀬戸市議会12月定例会に提出される市の補正予算案のうち、教育事務にかかる予算について、担当課長から資料に沿って説明があった。(教育政策課長・学校教育課長・学校教育課主幹・まちづくり協働課長・スポーツ課長 資料 P17~20)

- ・議決結果：採択(賛成6、反対0)

(質疑応答)

加藤委員	学校教育課の外国人英語指導助手派遣業務委託における外国人英語指導助手の報酬については、日本円で支払いをされているのですか。
学校教育課長	委託契約を締結している事業者から、日本円で支払いがされております。
加藤委員	円安が進んでいるので様々な影響があるのではないかと思うのですが、この事業は、個人と契約するのではなく、一括して事業者と契約しているということですか。
学校教育課長	事業者と委託契約を締結しております。
加藤委員	今回議案にあがっている令和6年度は4320万円の債務負担行為が設定されているのですが、令和5年度はいくらだったか教えていただけますか。
学校教育課長	令和5年度の当初予算における債務負担行為額は、約4300万円であったと記憶しています。
加藤委員	今年の3月頃と比べると円安が進んでおり、外国人の採用を取り巻く環境は変化していると思うのですが、この金額はどのように算定されたのでしょうか。
学校教育課長	事業者から見積もりを徴収して、それを参考に設定したものです。
加藤委員	円安が進むと優秀な外国人英語指導助手が確保できないということが考えられると思いますが、派遣される英語指導助手の能力測定というのは、市教育委員会で行っていますか。

学校教育課長	直接、面接はしていませんが、仕様書などで条件を示し、これまでの実績等も考慮して事業者を選定していることから、条件を満たした英語指導助手が適切に派遣され、事業が実施されているものと理解しています。
加藤委員	公民館の管理業務委託について、3年間で1億8900万円とのことですが、令和4年度の委託事業や光熱費などを除いた維持管理に要した経費はいくらですか。
まちづくり協働課長	公民館での支出のうち、該当するものが約3730万円。それから市の支出で該当するものがおよそ2160万円、合わせて約5890万円になっております。
加藤委員	指定管理者の申請の時に申請者から提出された指定管理をした場合の初年度の収支予算書において、維持管理に要する経費として示された金額はいくらですか。
まちづくり協働課長	約1億1600万円です。
加藤委員	管理費が令和4年度は5890万円だったのが、令和6年度になると、1億1600万円になる理由は何でしょうか。
まちづくり協働課長	先ほどのご質問に対して理解不足でした。従前からの維持管理に関する経費につきましては約7540万円になります。
加藤委員	令和6年度における利用料金収入の見込み額はいくらですか。
まちづくり協働課長	1100万円を見込んでいます。
加藤委員	指定管理者選定委員会への資料を見ますと、現在の公民館の利用者は年間10万人ぐらいですけど、令和6年度はコロナ禍が収まったことから、利用が増えるという説明をまちづくり協働課が選定委員会の委員にしています。利用料金の見込みが1100万円程度というのは、少ないのではないかと思うのですが、どういう積算なのか教えていただけますか。
まちづくり協働課長	これまでの実績920万円に180万円ほどのプラスを見込んでおります。
加藤委員	920万円の収入は何ですか。
まちづくり協働課長	これまでの寄付協力金としていただいた利用料金に今後の伸びを算出したものです。
加藤委員	今まで任意の寄付だったものを前提として、利用料金を算定するのは疑問です。公民館の利用記録があるはずなので、その利用記録に設定する利用料金をかけて、利用する人数の増加見込みを加算すれば、実態に近い利用料金が算出できると思うのですがいかがでしょうか。
まちづくり協働課長	算出の手段としてはいくつかあると思いますけど、今回は寄付協力金を参考にさせていただきました。
加藤委員	寄付を算定基礎にするということは適切ではないと思うのですが、算定根拠の920万円は寄付金を基に算出したというのはどんぶり勘定ではないかと思うのですがいかがですか。

まちづくり 協働課長	ご指摘のとおり別の算出の方法もあるかと思います。今後は実際に動き出しますので実績を参考にしながら、協議会等で話し合っ見込みの修正をするなど適切に対応してまいります。
加藤委員	今回、債務負担行為を設定しますが、これは当初予算においても 6300 万円に相当する額を計上するのではないですか。
まちづくり 協働課長	相当する額を計上いたします。
加藤委員	今回は 1 億 8900 万円という上限が出たのですが、今後、精査して利用料金が増えれば、指定管理委託料が減ることになると思います。利用料金を実態に合った形で積算して、当初予算でこの 6300 万円を見直すということはあるのかどうか。また、精査作業されるのかどうかということをお教えいただけますか。
まちづくり 協働課長	既に予算の折衝を進めておりますので、そういう可能性があるということを含めて担当部門に伝えていきますが、現状はこちらの方で出させていたいただいていると考えております。
加藤委員	出させていただくというのは債務負担行為の 1 億 8900 万円を出すということなのか、当初予算もあくまでも 6300 万円を出すということなのか、それはどちらですか。
まちづくり 協働課長	当初予算を 6300 万円を出し、債務負担行為もその 3 か年分として同じです。
加藤委員	あくまで 6300 万円を出すということですか。
まちづくり 協働課長	はい。協議会で諮られて提出いただいている内容を踏まえて、市で精査されておりますので、こちらの方でまいりたいと考えております。
加藤委員	先ほど積算の仕方として私が申し上げたやり方もあるとおっしゃいましたが、どちらが優れていると考えているのかお教えいただけますか。
まちづくり 協働課長	どちらが優れているかは、やはり公民館協議会にはこれまでの経験もあるので、申請をいただいた金額が利用料収入を正確に見込んでおり、こちらの方で正確だと思っております。委員が提案された手法でも、見込みとして算出することは可能かと思っております。実態に近いのは公民館協議会の方から上がってきたものかもしれません。
加藤委員	公民館協議会が寄付金を基に算出してきたので、正しいと考えておられる理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	これまで寄付という形で集めてきた実態がありますので、より実態に近い数字を検討されたものと思っております。
稲垣委員	私のイメージでは、今まで寄付金という名前のもとに徴収していたけども、実態は利用料金であったという実績がありました。それが間違っていたので、加藤委員のご指摘を踏まえて、今後は改めていくという協議がこれまでされてきたかと思っております。 そうすると、その協議の前までは、実質的には利用料金というような扱いをされ

	ていたと認識しています。だから、その実質的な利用料金をもとに計算されるというのは、今後の見通しの基礎にして良いのではないかと私は思っています。それを前提に今回の算定基礎とした寄付金と今後の利用料金の見込みとの乖離があるかというところで算定基礎にできるかどうかだと思うのですが、その認識はいかがですか。
まちづくり協働課長	実態としては寄附経費であってもほぼ全員から徴収をしているということですので、実際には利用料金に近いと捉えております。
稲垣委員	寄付金と利用料金との乖離が無いのであればそれで良いと思います。乖離があるかどうかは計算されていると思うので、もし乖離があるのであれば、そこは協議して修正していただいた方が良くないかと思います。
まちづくり協働課長	そのことについては、再度、協議会と話をしてみたいと思います。
加藤委員	920万円については、いつの実績なのですか。
まちづくり協働課長	令和4年度です。
加藤委員	令和4年度までは、公民館は利用した全員から協力金を徴収していたのですか。
まちづくり協働課長	寄付、協力をすることで皆さんにお話をして、定めがないとかそういうことを話さずに皆さんから利用料金ということでいただいていたと思います。
加藤委員	皆さんから徴収していたのであれば、件数に利用料金をかけたものと徴収した寄付金の額は一致するのではないですか。
まちづくり協働課長	おっしゃる通りだと思います。区分に応じていただいた寄付金を合算すると920万円になるかと思います。
加藤委員	そうすると、利用見込み件数と単価で計算すると1100万円ぐらいになるということでしょうか。
まちづくり協働課長	利用件数については、コロナで減少していたことを考慮し、増加を見込んで計上しております。
加藤委員	100万円増するというのがありますが、令和4年度から令和6年度の増加分ですか。
まちづくり協働課長	令和4年度の実績から公民館での活動が以前のように人数的にも増えておりませんので、大幅な増加を見込むのではなく、920万円プラス180万円のところでの算出となっております。
加藤委員	指定管理選定委員会の記録によるとWi-Fiの整備が指定管理料に入っていますが、施設の整備は市が行うべきものなので、Wi-Fiの整備は指定管理料から除くべきだと思いますがいかがでしょうか。
まちづくり協働課長	議事録においては、整備となっておりますが、整備につきましては本年度に完了していますので、次年度以降は通信費ということになります。
加藤委員	一般的に修繕費や光熱水費は、指定管理料には含めると思うのですが、年度末に実費精算をする方式が多いと思うのですが、既に指定管理を行っているスポーツ施設の場合は、修繕費や光熱水費について精算行為を行っていますか。

スポーツ課長	スポーツ施設の指定管理につきましては、利用料金制を採用しておりますので、費用の精算は行っておりません。
加藤委員	公民館についてはどうなるのでしょうか。
まちづくり協働課長	公民館も利用料金制なのでスポーツ施設と同様です。
加藤委員	スポーツ施設の場合、施設を利用された方が施設の瑕疵により、事故等でケガや損害を受けた場合は賠償責任が発生しますので、それに備えて指定管理者は賠償保険に加入するということが考えられますが、スポーツ施設の指定管理者は保険等に加入していますか。
スポーツ課長	業務に起因する事故の賠償に備えて、指定管理者は賠償保険に加入するものと規定しております。
加藤委員	その保険料はどこが負担するのですか。
スポーツ課長	保険料につきましては、指定管理者の経費に含んで支出しているという形です。
加藤委員	指定管理料に含んでいるということですか。
スポーツ課長	指定管理者の経費につきましては、指定管理料、施設使用料、自主事業等による収入がございます。そうした収入をもとにして支出を組んでおり、その経費の中で保険料を支出しています。
加藤委員	指定管理料に含まれているという事ですか。
スポーツ課長	指定管理者の収入につきましては、指定管理料、施設使用料、自主事業収入というのがございます。収入をもとにして支出を組んでおり、その経費の中で保険料を支出していただいています。

第33号議案 瀬戸市公民館（14館）に係る指定管理者の指定について

- ・瀬戸市公民館（14館）に係る指定管理者について、瀬戸市公民館協議会（会長 加藤和守）を指定する議案を瀬戸市議会12月定例会に提出することの説明があった。（まちづくり協働課長 資料P21）

- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

（質疑応答）

加藤委員	瀬戸市の場合、指定管理について、協定書の内容や手続きについて、統一で定めたガイドラインのようなものはありますか。
まちづくり協働課長	本市では「指定管理者制度の運用に関する指針」を定めております。
加藤委員	今回指定する瀬戸市公民館協議会というのはどのような団体か教えてください。
まちづくり協働課長	公民館協議会につきましては、市内の公民館の館長、運営委員長で組織されています。各公民館の運営に関する協議であったり、活動の情報共有、公民館活動に携わる住民の親睦、公民館で行われる生涯学習活動の発表の場の提供などの事業を行っている団体です。

加藤委員	今後、指定管理者に指定されると、様々な意思決定をすることになると思いますが、任意団体の場合、どういう形で意思決定をするのでしょうか。
まちづくり協働課長	公民館協議会においては、館長、運営委員長による会合を設けて、年度の決算、事業計画等をそこで承認をしていくという形になります。
加藤委員	公民館協議会の構成員は多岐に及ぶとのことでしたが、今のご説明だと、その中の一部の方が意思決定に加わるということですが、具体的に意思決定に関与される方はどういう方で何人ぐらいいるのですか。
まちづくり協働課長	公民館協議会の会長、副会長、会計、監査等を含めて最終的な意思決定をする役員は5名から6名になるかと思います。
加藤委員	指定管理をする上で事故等が起こった場合に指定管理者として対外的に責任を負うのはその5名から6名の役員ですか。
まちづくり協働課長	役員なのでそうなると思いますが、公民館協議会としての会の責任もあるかと思っております。
加藤委員	瀬戸市公民館協議会の所在地が瀬戸市役所と同じですが、これはまちづくり協働課の職員が実際には団体の事務に従事するということですか。
まちづくり協働課長	現在はまちづくり協働課が事務局を担っておりますので、住所は市役所になっております。指定管理者となる令和6年4月以降は独立した団体として協議会での事務員等も配置される予定です。
加藤委員	指定管理の体制について、今は協議会の事務局を瀬戸市役所内に置いているけど、人は配置していないということです。指定管理者になった場合、事務員を配置するとの説明がありましたが、協議会の体制と各公民館で具体的に指定管理をする業務体制というのはどのようになるのですか。
まちづくり協働課長	協議会事務局としては先ほど申し上げた1名の職員が配置されます。また、各公民館にも事務員が配置される予定です。もちろん、公民館長、運営委員長の配置もあります。公民館における職員の配置につきましては、複数名でのローテーションとして31名で行うことを見込んでおります。
加藤委員	公民館協議会の5名から6名の役員は、現在公民館長を務めている方だと思います。現在、公民館長は非常勤ですが来年度はどうなるのですか。
まちづくり協働課長	公民館長につきましては非常勤で予定をしております。
加藤委員	各公民館において、開館時間中は1人しか事務員が配置されておらず、あとは市役所内に職員がいるとのことですが、苦情処理などの業務をその体制でやってくれるのでしょうか。
まちづくり協働課長	公民館長も問題が発生すればその都度駆けつけるなどしますので、通常は事務員の配置ということで行っていただいております。その中で、苦情対応等があれば、協議会で一括して吸い上げるということによって把握等をしていく必要があると思っております。
加藤委員	現行の状況を基礎としていくとのことですが、指定管理者制度の導入に伴って、向上する機能などはありますか。

まちづくり協働課長	事務員の配置時間は指定管理者制度導入に伴って増やす予定です。こういったものを含めてスケールメリットを活かしていきたいと考えています。
加藤委員	そうしたことは指定管理者と協定を結ぶ時に、協定書にうたっておくことが必要だと思います。具体的には4時間しか事務員を配置していない公民館があると聞いておりますが、それは事実ですか。
まちづくり協働課長	現在の公民館の事務員の配置時間は4時間もしくは8時間で配置をしております。
加藤委員	事務員さんの配置が4時間ということだと、公民館は9時から21時までが利用可能時間ですので、そのうち4時間しか事務員さんがいないということは、無人の時間は公民館を使いたい人が鍵を預かって使うということですか。
まちづくり協働課長	朝9時から夜9時までが利用可能な時間ですが、事務員が配置されている時間以外は、事前に鍵を借りていただく運用をしております。
加藤委員	(事務員がいない) 無人の時に例えば火災が起きた場合は誰の責任になるのですか。
まちづくり協働課長	防火管理者については、各公民館で設置いただく形になります。
加藤委員	指定管理者制度をとっている公民館において、事務員が配置されていない時間帯に火災が起きたというような場合は、防火管理者は指定管理者が選定すると思いますので、指定管理者の責任ということですか。
まちづくり協働課長	指定管理者の責任もあるかと思えますし、瀬戸市が仕様を決めて、指定管理に出しているのです、瀬戸市にもその責任はあるかと考えています。
加藤委員	基本的なリスク分担は指定管理の協定の中で決められると思うのですが、既に指定管理者制度を実施しているスポーツ施設の場合はどうなっているのですか。
スポーツ課長	リスク分担については仕様書の中で明確にしております。責任分担は市と指定管理者のそれぞれが負うものが明確になっております。
加藤委員	公民館の指定管理について、仕様書は作っていると思うのですが、非公募であっても、そのリスク分担はどうなっているのでしょうか。
まちづくり協働課長	リスク分担表におきまして、不可抗力で火災が起こった場合の施設、設備の修復、経費の増加および事業履行不能等については教育委員会、瀬戸市が責任を負うと分担しております。
加藤委員	そうすると事務員さんの配置について、瀬戸市は、4時間であることを認めているから、その4時間に生じた事故は指定管理者の責任になるけれども、指定管理者の事務員を配置していない時間は、市が認めているので市が責任を負うということですか。
稲垣委員	今の議論は少し違うと思います。不可抗力ということなので誰にも責任がない状況と考えられます。例えば落雷で火事になった場合などであって、原因が失火によるものであれば、普通は誰かの責任になります。なので、たとえ事務員さんが4時間しかいないことを市が認めていたとしても、管理については指定管理者が行うべきなので、事務員さんがいないとしてもそれはあくまで指定管理者の責任

	になります。事務員さんがいる、いないに関係なく、施設の管理を担うべき指定管理者の責任になると私は思います。
加藤委員	今の稲垣委員のお話ですと、例え人を配置していない時でも、指定管理者の責任になる場合があるということだし、人がいる時でも不可抗力であれば、指定管理者の責任にならない場合もあるということですけど、公民館協議会というのは特に資産もないと思うのですが、賠償責任能力があると考えていますか。
まちづくり協働課長	公民館についても、先ほどのスポーツ施設と同様に指定管理者は民間の総合保障制度などに適切に加入することになっておりますので、利用者等に損害が生じた場合は保険によって対応していくものと考えています。
加藤委員	指定管理者制度を導入すると、館長は指定管理者が任命することになると思います。今後も運営委員会という制度を維持するのであれば、運営委員さんも指定管理者が委嘱すべきだと思いますが、市のお考えを教えてください。
まちづくり協働課長	運営委員さんに関することはこれから整理する事項として捉えております。まだ結論が出ていないので、今後検討してまいります。規則の改正等も生じてくる可能性があるかと捉えております。

第34号議案 瀬戸市スポーツ施設に係る指定管理者の指定について

- ・瀬戸市スポーツ施設に係る指定管理者について、ハマダスポーツ企画株式会社（代表取締役 濱田英之）を指定する議案を瀬戸市議会 12 月定例会に提出することの説明があった。（スポーツ課長 資料 P22）
- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

（質疑応答）

稲垣委員	運営委員会の議事録によると、ハマダスポーツさんが 75.5 点、もう 1 社が 56 点ということで、評点に差があったのですが、差がついた大きな要因は何ですか。
スポーツ課長	審査の詳細につきましてはわからないのですが、提案書の中身を見ますと、ハマダスポーツがこれまでの実績やノウハウを有しているといったところが高い評価につながったと分析しています。

3 その他

日程について（資料 P6）

- ・12 月定例教育委員会は 12 月 14 日（木）14:00 から市役所庁議室で開催する予定であることの報告があった。
- ・1 月定例教育委員会は令和 6 年 1 月 11 日（木）14:00 から市役所庁議室で開催することの連絡があった。
- ・1 月定例教育委員会と同日の 15:00 から総合教育会議が市役所庁議室で開催されることの連絡があった。

